

(別記2) 農業生産地球温暖化対策事業のうち
先進的省エネルギー加温設備等導入事業

第1 事業内容

施設園芸由来の温室効果ガスの排出量を削減させるため、施設園芸の省エネルギー化に必要な設備を導入する事業実施主体に対してその経費を補助するものとする。

1 補助対象設備

対象設備は、次に掲げる(1)及び(2)を組み合わせた設備とする。

ただし、既に(1)又は(2)のいずれかの設備を導入している場合にあっては、導入していない設備を導入し、組み合わせるものとする。

(1) 先進的省エネルギー加温設備

ア ハイブリッド加温設備

従来の石油燃料焚き加温機にヒートポンプ又は木質バイオマス利用加温設備(木質ペレット・チップ・薪を燃料とする加温設備をいう。以下同じ。)を組み合わせた設備。ただし、石油燃料焚き加温機は、補助対象外とする。

イ 木質バイオマス利用加温設備

(2) 高断熱被覆設備

ア 外張設備

(ア) 外張の多重化のための設備

温室(ガラス温室及びハウスをいう。以下同じ。)の外張を多重化し、保温性を高める設備。なお、外張材へ強制的に送風し、空気層を作る設備にあっては、附帯設備として、送風機等を含む。

(イ) (ア)と一体的に導入する温度センサー及び制御装置

イ 内張設備

(ア) 内張の多層化のための設備

温室の内張を多層化し、保温性を高める設備。ただし、開閉又は巻き上げ装置を同時に導入する場合に限る。

なお、内張材へ強制的に送風し、空気層を作る設備にあっては、附帯設備として、送風機等を含む。

(イ) (ア)と一体的に導入する温度センサー及び制御装置

なお、高断熱性を確保するため、2層以上で、かつ、別表1のカーテンの組み合わせによる熱貫流係数が 3.4 ($W/m^2/k$)以下となるものとする。

2 対象品目

対象品目は、温室で栽培する野菜、果樹及び花きとする。

第2 成果目標及び目標年度

1 成果目標

成果目標は、事業実施主体が先進的省エネルギー加温設備等を導入した園芸施設からの温室効果ガス排出量を2の目標年度までに50%以上削減することとする。

なお、カーボンニュートラルである木質バイオマス利用加温設備を単独で使用する場合にあっては、新たな二酸化炭素の排出量はゼロとみなすこととする。

成果目標の基準となる温室効果ガス排出量については、事業実施地区の1重1層被覆の園芸施設における燃油使用量から算出される温室効果ガス排出量とする。

2 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第3 応募要件

- 1 応募主体は、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う農事組合法人をいう。）、農事組合法人以外の農業生産法人（農地法第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）、その他農業者の組織する団体（農業者により構成される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものをいう。）、協議会（農業協同組合、地方公共団体等により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。）とする。

ただし、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、協議会、その他農業者の組織する団体については、事業参加農家が3戸以上あることとする。

- 2 本事業により導入する設備は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の第1項の規定による農業振興地域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の第1項の規定による生産緑地地区に設置するものとする。
- 3 応募主体は受益農家が3戸以上の農業者で組織する団体等であり、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 受益農家は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（『「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」、「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」、「施設園芸省エネルギー資材・設備等の格付認定について」及び「施設園芸省エネルギー型栽培の推進方向について」について』（平成20年3月31日付け19生産第9343号農林水産省生産

局長通知)に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」をいう。)を利用して省エネルギー生産管理を実施することが確実に見込まれること。

- (2) 応募主体の経営全体の燃油利用加温面積が 1.5 ヘクタール以上、又は経営全体の園芸施設における年間の燃油使用量が 100 キロリットル以上であること。
- (3) 事業で設備を導入する施設の燃油利用暖房面積が 0.3 ヘクタール以上であること。

第 4 助成

- 1 応募主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。
- 2 補助対象経費は、第 1 の 1 に掲げる設備の導入に直接係る経費（設備費、工事費、諸経費）とする。
 なお、交付申請のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。
- 3 補助対象経費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な価格により算定するものとする。また、経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 4 事業の実施に必要な経費であっても、次に掲げる経費は申請できないものとする。
 - (1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
 - (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (3) その他当該事業の実施に関連のない経費
 - (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- 5 補助配分額
 農業生産地球温暖化対策事業の施設園芸省エネルギー設備リース支援事業と先進的省エネルギー加温設備等導入事業については、原則として予算額の配分を 6 : 4 とし、それぞれの予算額内で、生産局長は第 8 の 2 のとおり採択優先順位等を決めることとする。

第5 事業実施期間

交付決定の日から平成23年3月末までとする。

第6 補助率及び補助金の額

補助率は、対象となる経費の1/2以内とする。

なお、1申請あたりの補助金の上限は35,000千円とし、補助金申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

第7 事業実施計画の提出

- 1 応募主体は、別記様式第4号及び別記様式第5号により、事業実施計画を作成し、応募主体の主たる事業所の所在地を管轄する地方農政事務所を經由して（地方農政事務所が存在しない府県にあっては直接）、管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所を經由して農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 応募主体は、事業実施計画の提出を行う場合、必要に応じて、あらかじめ関係する市町村及び都道府県と調整を図るものとする。
- 3 応募主体は、2の調整結果について、事業実施計画の提出に併せて地方農政局長等に報告するものとする。

第8 事業実施計画の審査

1 事業実施計画の選定基準

地方農政局長等は、応募主体から提出された事業実施計画について、第3の応募要件等の確認を行うとともに、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の選定を行うものとする。また、生産局長を除く地方農政局長等は、選定した事業実施計画を生産局長に提出するものとする。

- (1) 本事業の目的に沿っていること。
- (2) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達・償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- (3) 導入する設備が成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 導入する設備の規模及び能力が、対象品目、受益面積等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
- (5) 導入する設備の適正な利用が確実に認められ、導入する設備の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (6) 導入する設備を設置する既存の温室は、原則として、当該設備と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有すること。

2 補助金等交付候補者の選定

1により地方農政局長等が選定した事業実施計画について、生産局長は、

別に定める手法により外部有識者の意見を踏まえた上で、原則として別表2に掲げる基準ポイントの合計が高い順に採択優先順位等を決め、この採択順位等を参考に、地方農政局長等は、応募主体から事業実施主体となり得る者（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定し、その旨を補助金等交付候補者に対し、別記様式第6号により通知するものとする。

第9 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等

補助金等交付候補者は、速やかに事業の実施及び補助金の交付に必要な手続を行うものとする。

補助金等交付候補者は、生産環境総合対策事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、生産環境総合対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）の内容を承知した上で、生産環境総合対策事業推進費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、補助金の交付申請を行うものとする。

また、事業の実施は、交付決定をした日からとし、事業完了後、補助金等交付候補者は、交付要綱に基づき実績報告書等を事業完了の日から1ヶ月以内又は4月10日までのいずれか早い日までに提出するものとする。

地方農政局長等は、提出された実績報告書等を審査し、実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知書を送付するとともに、補助金を支払うこととする。

第10 重複申請等の制限等

1 応募主体が同一の内容で、既に国から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合は、書類審査の対象から除外又は採択決定若しくは補助金の交付の決定が取り消されることとする。

なお、他の補助金等について採択が決定していない段階で、この事業に申請することは差し支えないが、他の国の補助金等についての採択の結果によっては、この事業の審査対象から除外され、又は採択の決定若しくは補助金の交付の決定が取り消される場合がある。

2 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、本事業の応募主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、応募主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

第11 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次に掲げる条件を守らなければならないものとする。

1 事業の推進

事業実施主体は、実施要綱等を遵守し、事業実施上のマネージメント等、事業の推進全般についての責任を持たなければならないものとする。

特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、すべて事業実施主体の下で一括して行うものとする。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとする。

- (1) 本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等が適用されるものとする。
- (2) 本事業の実施に当たっては、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び補助事業等の厳正かつ効率的な実施についての運用について（平成19年12月27日付け経第1440号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、生産局長は補助事業等の厳正かつ効率的な執行を遵守することとされたので、応募主体においては事業の計画的かつ的確な遂行に留意するものとする。

3 フォローアップ

国は、補助事業期間中、所期の目的が達成されるよう、応募主体に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査を行うものとする。

4 評価

事業実施主体は、補助事業終了後、実施要綱に基づき、事業評価を実施するものとする。

第12 その他

1 導入を予定する設備

特定のメーカー及び機種を指定しての申請（結果的に特定されてしまう仕様での申請も含む。）は、特段の理由のない限り認めないものとする。

- 2 本事業により導入した設備については、応募主体が所有するものとし、当該設備を利用する者にリースすることができるものとする。

その場合のリース料は、応募主体の負担額（事業費－補助金）／リース期間＋年間管理費以下であることとする。

- 3 事業の実施にあつては、交付決定後において見積依頼、競争入札等を開始し、導入する設備に係る調達及び工事等の発注先を決定するものとする。競争入札等によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、3社以上の競争入札により発注先を決定するものとする。
- 4 見積依頼、競争入札、発注等は応募主体単位で一括して行うものとし、受益農家毎に区分して行うことは認めないものとする。ただし、先進的省

エネルギー加温設備、高断熱被覆設備の区分毎に行うことは認める。

- 5 交付決定時に発注先が決定しているもの及び契約が成立しているものは事業の対象外とする。

第13 申請書類の応募方法等

1 提出書類

- (1) 事業応募申請書（別記様式第4号） 2部
- (2) 事業実施計画（別記様式第5号） 2部
- (3) 応募団体の概要、団体の定款又は規約、業務方法書など活動内容が分かる資料2部
を封筒に入れ「生産環境総合対策事業応募申請書在中」と表に朱書きして提出すること。

なお、提出のあった書類については返却しないものとする。

2 提出期間

平成22年4月13日（火）～平成22年5月28日（金）17:00 必着

3 提出先・問合せ先

別紙のとおり。

なお、以下について注意すること。

- (1) 申請書類の提出は、原則として「郵送又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可とするが、「FAX」又は「電子メール」による提出は、受け付けない。
- (2) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によること。
また、投函は余裕をもって行い提出期間内に必着させること。
- (3) 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる事由によるものであっても無効とする。また、申請書類の差替えは認めない。

別表1 保温被覆時の熱貫流係数(暫定値)

ガラス室、硬質板、ビニルハウス		
保温方法	カーテン資材	熱貫流係数(W/m ² /K)
1層カーテン	不織布	4.4
	農ポリ(農業用ポリエチレンフィルム)	4.2
	農サクビ(農業用酢酸ビニルフィルム)	4.2
	農PO(農業用ポリオレフィン系特殊フィルム)	4.0
	農ビ(農業用ポリ塩化ビニルフィルム)	4.0
	中空構造フィルム	3.8
2層カーテン	農ポリ+不織布	3.8
	農ポリ2層	3.6
	農ビ+不織布	3.6
	LS同等品(シルバ1:透明1)+不織布	3.6
	農ビ+農ポリ	3.4
	農ビ2層	3.4
	LS同等品(全面シルバ)+不織布	3.2
	中空構造フィルム2層	3.2
	LS同等品(シルバ1:透明1)+農ビ	3.0
	LS同等品(シルバ1:透明1)+中空構造フィルム	3.0
	アルミ蒸着+不織布	3.0
	アルミ混入中空構造フィルム+農ビ	2.8
	LS同等品(全面シルバ)+中空構造フィルム	2.8
	アルミ蒸着+透明フィルム	2.4
アルミ蒸着+LS同等品(シルバ1:透明1)	2.4	
3層カーテン	寒冷紗(または割布)2層+不織布	3.6~4.2
	LS同等品(シルバ1:透明1)+不織布+寒冷紗	3.6
	LS同等品(シルバ1:透明1)+不織布2層	3.2
	農ビ2層+不織布	3.2
	農ビ3層	3.0
	LS同等品(シルバ1:透明1)2層+通気性資材	3.0
	中空構造フィルム+透明フィルム2層	3.0
	中空構造フィルム2層+透明フィルム	3.0
	LS同等品(シルバ1:透明1)3層	2.8
	LS同等品(シルバ1:透明1)+中空構造フィルム+農ビ	2.6
	LS同等品(シルバ1:透明1)2層+中空構造フィルム	2.6
	LS同等品(シルバ1:透明1)+透明フィルム2層	2.6
	アルミ蒸着+透明フィルム2層	1.8
4層カーテン	LS同等品(シルバ1:透明1)3層+中空構造フィルム	2.4

空気膜2重ハウス		
保温方法	カーテン資材	熱貫流係数(W/m ² /K)
カーテンなし		3.8
1層カーテン	農ビ	3.4
	中空構造フィルム	3.2
2層カーテン	LS同等品(シルバ1:透明1)+農ビ	2.6

- 注 1 寒冷紗は保温カーテンとはみなさないものとする。
 2 農POフィルムは農ビと同等の熱貫流係数とみなすものとする。
 3 透明フィルムとは農ビ、農PO、農サクビ、農ポリ等をさす。
 4 LS同等品(シルバ1:透明1)はアルミの占める面積割合が50%以上の製品とする。

別表2 先進的省エネルギー加温設備等導入事業の採択優先順位に係るポイント

審査項目	ポイント
1. 先進的加温設備等を導入した園芸施設からの温室効果ガス排出削減割合	<p>○削減率に応じてポイント加算</p> <p>63%以上 10ポイント</p> <p>61%以上 9ポイント</p> <p>59%以上 8ポイント</p> <p>57%以上 7ポイント</p> <p>55%以上 6ポイント</p> <p>53%以上 5ポイント</p> <p>51%以上 4ポイント</p> <p>49%以上 3ポイント</p> <p>47%以上 2ポイント</p> <p>45%以上 1ポイント</p>
2. 設備導入費用(百万円)あたりの温室効果ガス削減量(t)	<p>○削減量の高い順にポイント加算</p> <p>20t以上 10ポイント</p> <p>17t以上 8ポイント</p> <p>14t以上 6ポイント</p> <p>11t以上 4ポイント</p> <p>8t以上 2ポイント</p> <p>5t以上 1ポイント</p>
3. 「省エネルギーチェックシート」を利用した省エネルギー生産管理の実践	<p>○実施項目数に応じてポイント加算</p> <p>20項目以上 10ポイント</p> <p>19項目 8ポイント</p> <p>18項目 6ポイント</p> <p>17項目 4ポイント</p> <p>16項目 2ポイント</p> <p>15項目 1ポイント</p>